

協働のまちづくり



PART 6

問合せ先 役場町民生活課住民参加推進室
☎54-3111

⑩ 地縁団体の認可について

地方自治法で定められた一定の要件を満たした地縁団体（自治会）が町長の認可を受けると法人格を取得することができます。法人格を取得すると、自治会名義での不動産登記が可能となります。したがって、地縁団体の認可は、不動産の保有または保有の予定が前提となりますので、そのような前提のない自治会は、地縁団体の認可を受ける必要はありません。

地縁団体として認可を受けるための要件は、

- 広く地域社会の維持および形成に資する協働活動（住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など）を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- その区域が住民にとって客観的で明らかなものとして定められていること。
- その区域に住所を有する全ての個人が、構成員となることができるものであり、その相当数の者が構成員であること。
- 規約（目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員、役員、会議、資産）の定めがあること。などです。



⑪ 自治会制度の住民へのアプローチについて

町では第4次吉岡町総合計画や行政改革大綱の実施計画に沿って、自治会制度の導入の推進を図っています。これまで先進事例を参考に自治会制度に関する資料収集や渋川市、前橋市の自治会を訪問し、聞き取り調査など実態把握に努めました。そして、4月から区長会や町議会で自治会制度の概要やスケジュールなどの説明を行い、9月には町民を対象に「みんなで考えようこれからの吉岡町」、テーマとして「住民参加による協働のまちづくり」講演会を開催しました。その後も町広報で、自治会制度の概要を10月から2月号まで、シリーズで4回掲載しました。このような経過の中で、11月から12月にかけて町内の全行政区で自治会制度等の座談会を実施しました。平成19年度は、各行政区に自治会設立準備会を設立し、規約、事業計画など協議し、平成20年4月に自治会制度の移行に向けて推進する予定です。

⑫ その他（抜粋）

Q1 ふるさと祭りをしていますが、今後、どうなるのですか。また、各種スポーツ大会はどうなりますか。

町の事業と、自治会の事業とを区別して考えていただきたいと思います。毎年開催しているふるさと祭りや各種スポーツ大会は、町や体育協会専門部が主体で開催しています。自治会へ移行後は、従来の区対抗から自治会対抗へとシフトしていくこととなります。

Q2 住民負担の平等性について、現在、13行政区の中にある集会施設は、町が建設した施設や区民が費用負担して建設した施設などあります。自治会に移行した場合に、負担の平等性が図れるのですか。

現在、町内には、集会施設が26施設あり、所有者が町か地区かは別にして全行政区に設置しています。今後、町有施設と地区施設との受益と負担の平等性を検討する必要があります。

Q3 町の自治会制度は他市町村の真似をしてやるのですか。

自治会の目的は、地域住民のコミュニケーションづくりを図り、地域を快適で住み良いまちづくりを目指しています。しかし、自治会制度の創設時においては、自治会の運営や活動内容などが分からないため、先進市町村の事例を参考にすることも一つの方法と考えています。事例はあくまで参考に留めて、真似をする必要はまったくありません。

自治会の基本は「自分達の地域は、自分達で考え、治めていく」ということであり、自分達の地域に合った特色ある自治会を作っていくことが望まれます。





住民参加による — 自治会について

自治会制度等座談会での主な質問について（前号の続き）

⑤ 役員関係について

現在、町では、行政区設置規則で区役員の職務および任期などを定めています。今後、自治会に移行するとき、自治会設立準備会を設立し、役員構成、任期、職務、役員報酬などを規約で定め、総会で決定していくことになります。なお、役員の任期は、短期間での交代は自治会の運営にとっても、地域の発展にとっても損失となることも少なくありませんので、2年が望ましいと考えています。



⑥ 事務所の位置について

自治会のコミュニティや事業活動の拠点は、集会所が基本であると考えます。自治会移行のときには、自治会長宅に事務所を置いて、実際の対応として会議などは、既設の建物を利用していくことになります。

現在、町内には、26集会所があります。町有施設が15、行政区所有の施設が11あります。行政区所有の施設がない地区が3カ所あります。既に所有している地区では、助成制度および地域の皆さんで積立を行い、集会所を造りました。

自治会制度に移行するにあたっては、町の手を離れて、住民皆さんが、直接運営管理をすることが望ましい姿だと思えます。それが、住民負担の公平性につながると考えます。

⑦ 自治会の具体的な内容及び移行方法について

一般的に自治会をつくるには、a 設立準備会をつくる。 b 設立趣意書を作成し、区域内の住民に配る。 c 規約の作成や役員候補について相談する。 d 自治会設立総会を開催し、まず会長を選出してから、規約案、事業計画、収支予算などを審議し決定する。これら一連の手続きは、区長・区長代理・地元の議員・地域の有識者および役場地域担当職員が中心になり、協議を行いながら手続きを進めることが重要です。

自治会の運営は、地域住民の親睦、相互扶助、共通課題の協同解決を目指し、話し合いにより、次の点に留意して進める必要があります。 a わかりやすい規約づくり。 b 合議制により会議の進行を図る。 c 住民の意見交換ができる組織づくり。 d 役割分担による組織づくり。 e 多くの住民が参加できる事業計画や明朗な予算、決算の報告などが考えられます。

⑧ 地域担当職員について

自治会の設立準備および事業運営などにあたり、平成19年4月から平成21年3月までの3年間、地域担当職員3人を配置します。自治会について、困ったこと、疑問点などを相談することができます。

⑨ 自治会の仕事について

自治会の仕事には、例として次のようなものがあります。しかし、これらを全て最初から取組まなければならないものではありません。地域に合った活動など、出来る事から徐々に進めていけば良いと考えます。

- a 福祉活動：敬老祝、葬祭などの慶弔活動、赤い羽根募金、歳末助け合いなどの募金活動
- b 防犯、防災活動：夜間パトロール、防犯講習会、防火・防災訓練、自主防災組織活動、防犯灯の設置および維持・管理
- c 研修活動：役員・会員を対象とした日帰りバス研修・各種研修会などの開催
- d 親睦活動：盆踊り、スポーツ大会、文化祭、もちつき大会、道祖神など
- e 環境美化活動：地域の清掃、公園掃除、河川・道路愛護、資源回収活動など
- f 広報活動：自治会報などの回覧・掲示
- g 行政への陳情、要望
- h 広報などの配布：町広報、議会広報、その他配布物など

